

## 重要事項説明書（介護保険）

訪問看護

介護予防訪問看護

事業者法人名	特定医療法人 一条会 訪問看護ステーション やすらぎ 事業所番号（3960790057）
所在地	高知県四万十市具同2278-1
電話番号	（電話）0880-31-2266 （FAX番号）0880-31-2267
管理者氏名	山沖 世紀（看護師）

### 1. サービス提供地域

通常の実施区域は四万十市とする。

宿毛市 黒潮町 大月町 三原村 土佐清水の通常の実施区域外等については、利用希望者の状況等をふまえて検討の上、受け入れ可能か否か決定する。

### 2. 職員体制

管理者1名  
看護師、准看護師1.5名以上  
※管理者は看護職員と兼務（常勤兼務）

### 3. 営業時間

月曜日～土曜日 8:30～17:00  
休日：日曜日、祭日、年末年始（12月30日～1月3日）

### 4. 運営の目的

介護保険法の指定訪問看護、指定介護予防訪問看護に基づく、指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を別途「運営規定」に定め、訪問看護ステーションの職員が、疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態のある利用者に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るように、心身機能の維持回復及び生活機能の維持または向上をを目指すことを目的とする。

### 5. 運営の方針

主治医が必要と認めた利用者に対し主治医の指示に基づき、要介護状態及び要支援にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営む事が出来る様、居宅を訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、利用者の心身の特性を踏まえ、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言を行い利用者の療養生活の向上を図るものとする。

- ①事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ②サービスの提供において看護師は、利用者の成長促進、全体的な日常生活の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する。
- ③事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村その他、保険・医療・福祉等のサービス提供にも努めるものとする。

## 6. サービス内容

主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた「訪問看護計画書」の作成に基づき、以下のサービスを提供いたします。

- ・病状の観察、病気、服薬、療養などの治療のマネジメント
- ・日常生活を維持するための相談援助、心理的援助
- ・利用者及び家族への精神的援助介護指導など

## 7. 利用者負担金

- ①介護保険サービスを利用の場合、介護保険の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。

### 【介護保険】

#### ■基本料金

訪問看護				
訪問時間	単位数	自己負担分/回		
		1割	2割	3割
20分未満	314単位	314円	628円	942円
30分未満	471単位	471円	942円	1413円
30分以上60分未満	823単位	823円	1646円	2496円
60分以上90分未満	1128単位	1128円	2256円	3384円

介護予防訪問看護				
訪問時間	単位数	自己負担分/回		
		1割	2割	3割
20分未満	303単位	303円	606円	909円
30分未満	451単位	451円	902円	1353円
30分以上60分未満	794単位	794円	1588円	2382円
60分以上90分未満	1090単位	1090円	2180円	3270円

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

- ②基本利用料、加算費用の額、その他の療養費等は【別途利用料金表】により説明します。

③利用者負担の利用料のお支払方法は、当月の料金の合計額の請求書に明細を記して、原則、翌月の初回訪問日に手渡しします。

お支払方法は、現金集金、銀行振込のいずれかになります。

※料金等の変更があった場合、直ちに新たな【重要事項説明書】を作成し、お互い取り交わします。

## 8.緊急時における対応

訪問看護サービス実施中に、利用者の病状に急変やその他の緊急事態・事故などが生じた時は、必要な応急手当を行うと同時に、速やかに当該利用者の家族、関係機関、管理者及び主治医に連絡し適切な処置を行います。

## 9.事故発生時における対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故は発生した場合は管轄する市町村、全国健康保険協会、健康保険組合、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所は指定訪問看護に係る安全管理のための体制を確保し、事故報告制度の確立、及び発生した事故の原因分析と再発防止策を講じる体制を整えています。

## 10.損害賠償

訪問看護サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合、出来る限り速やかに損害を保証します。

(※訪問看護賠償保険制度加入) ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

## 11.秘密保持

利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期し、正当な理由なく従事者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。また、退職後も同様とします。

<当事業所における個人情報の使用目的は以下の通りです>

- ①当事業所が利用者等に提供するサービス
- ②業務の維持、改善のための資料
- ③居宅支援事業所や医療機関等に対する情報提供
- ④医療保険、介護保険業務（審査支払機関へのレセプト提出）
- ⑤業務上必要な行政への対応
- ⑥看護学生、福祉関係の学生実習への協力、症例研究の協力
- ⑦ご家族への状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- ⑧損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は対応

※同意しがたい事項がある場合はお申し出ください。後からいつでも撤回、変更することが可能です。

## 12. 苦情・相談に対する対応

る対応

当事業所が提供するサービスについて、利用者からの相談、苦情、要望等については迅速に対応します。

【※ご不明な点は、何でもお尋ねください。】

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また、担当者が不在の時は基本的な事項については誰でも対応出来るようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐようにする。また、相談・苦情があった場合は、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制処理・手順等の措置を講じています。

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応致します。

### ① 当事業所の窓口

#### 【利用者様相談担当者】

管理者：山沖 世紀

所在地：高知県四万十市具同2278-1

電話番号：0880-31-2266

FAX番号：0880-31-2267

対応時間：am8:30~pm5:00

### ② 介護保険に関する相談、質問の地域行政窓口

#### お住いの市町村窓口（市町村介護保険窓口）

四万十市：0880-34-1165

黒潮町：0880-43-2116

宿毛市：0880-62-1234

大月町：0880-73-1365

土佐清水市：0880-82-1254

三原村：0880-46-2111

### ③ 高知県国民健康保険団体連合会（介護保険苦情相談係）

所在地：高知市丸の内2-6-5

電話番号：088-820-8410

FAX番号：088-820-8413

対応時間：9:00-16:00

## 13. ハラスメントに

おける対応

当事業所は、訪問看護サービス提供時における職員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止に向け、基本方針を定め、従事者の研修を実施する等の対策を講じています。

#### 14.業務継続に向けた

##### 取り組み

感染症や災害が発生した場合でも、必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、感染対策・業務継続に関する指針や体制整備、会議の開催、定期的な研修等の対策を講じています。

#### 15.虐待防止おける

##### 対応

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止の為に以下の対策を講じています。

①利用者の人権擁護、虐待防止の為に、責任者を設置し指針の整備や委員会の開催等の必要な体制整備を行うとともに、従事者に対し研修を実施する等の措置を講じています。

##### 【虐待防止責任者】

管理者：山沖 世紀

②訪問看護サービス提供中に当該事業所従事者または、養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

③成年後見制度の利用を支援します。

#### 16.身体拘束の禁止に

##### ついての対応

利用者に対する身体的拘束その他、行動を制限する行為を行いません。ただし、生命または身体を保護するため緊急のやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等を経過観察記録へ記載し適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとします。

また、従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する等の措置を講じています。

#### 17.衛生管理等

当事業所は、感染症の予防及び蔓延防止のための指針や委員会の設置、研修等を行うとともに、看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 18.心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、服薬状況（残薬状況含む）、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 19.サービス提供の記

##### 録

指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、実際の訪問開始時刻、内容等のサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

## 20.不適切な誘引・誘

### 導の禁止

当事業所は、利用者に対し物品の提供や値引き等により誘引する事は致しません。また、特定の医師や事業者等を利用するよう誘導どうする事の対価として、利益を得る事は致しません。

## 21.第三者委員会評価

提供するサービスの第三者評価については実施していない。

## 22.利用者への説明

### 同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や業務負担の軽減の観点から、契約書、重要事項説明書における利用者への説明、同意について様式例から押印欄を削除する。

令和6年6月1日改定

令和8年6月1日改定

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

【事業者】		
事業者名称	特定医療法人 一条会 訪問看護ステーション やすらぎ	
住所	〒787-0019 高知県四万十市具同2278-1	
電話番号	0880-31-2266	
FAX番号	0880-31-2267	
管理者	山沖 世紀	説明者氏名

		令和	年	月	日
私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについて重要事項の説明を受けました。					
【利用者】	住所	_____			
	氏名	_____			
【代理人】	住所	_____			
	氏名	_____			
利用者との関係 ( )					